

保育施設利用提携契約書

_____（以下、「甲」という）と ITグループ株式会社（以下、「乙」という）は、次の通り保育施設利用提携につき契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乳幼児を養育する甲に勤務する従業員または役員が業務を円滑に遂行するために、福利厚生の一環として、当該乳幼児の保育サービスを乙が運営する保育施設にて受けることに関して、必要な事項を定めるものである。

2 甲に勤務する従業員または役員のうち、当該保育施設の利用契約を乙と締結した者（以下、「利用者」という）は、当該保育施設の定員数を超えない範囲で利用できるものとする。

3 保育施設利用の詳細については、利用を希望する甲に勤務する従業員または役員と乙が締結する「カメラキッズ利用契約書」に則り取り決めるものとする。

4 甲は、乙が運営する保育施設の入園資格を満たす乳幼児を養育する自己の従業員または役員に対して、当該乳幼児を、当該施設に入園させる義務を負うものではない。

（保育内容）

第2条 乙が利用者に対し提供するサービス（以下、「本サービス」という）の内容は、次の通りとする。

・利用者が養育する乳幼児の保育サービス（利用者による利用方法は乙の入園のしおりに準拠する）

2 保育サービスの実施場所は、次の通りとする。

（1）名称：カメラキッズ

（2）利用定員（企業枠）：全定員の内の 50%を満たす設定

（契約期間及び中途解約）

第3条 本契約の有効期間は、20 年 月 日から 1年間とする。

2 前項に定める期間満了の 6ヶ月前までに甲乙特段の申し入れがない場合は、更に1年間同一条件で自動延長されるものとし、以後も同様とする。

3 甲又は乙は本契約を中途解約する場合は、6ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に申し出なければならないものとする。

（対価の支払）

第4条 保育園利用料（以下、「保育料」という）は、利用者が自己の責任で、別途乙と利用者との間で締結する「カメラキッズ利用契約書」に基づいて算定し乙に支払うものとし、甲は乙に対して金銭の支払義務を負わないものとする。また、利用者が保育料の支払いを滞納した場合又は履行しない場合等利用者の「カメラキッズ利用契約書」に違反する行為、その他乙と利用者間でのトラブル、損害等が発生した場合であっても、甲は乙に対し何等責任を負わないものとする。

2 本契約締結時に契約金等は発生せず、甲は本契約に関し乙に対する何らの金銭支払い義務も負わない。

（利用の制限及び退園）

第5条 カメラキッズを利用できるのは、甲と利用者との間に雇用関係が存在する場合に限る。

当該雇用関係が消滅したときは、利用者と乙との間で協議の上、退園、または別途地域枠の利用による再契約手続きを取るものとする。

2 乙は、利用者との間で利用契約を締結した場合、及び利用者との間で締結した利用契約が終了した場合、速やかに甲に書面にて通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本サービスの遂行に関し知り得た相手方の営業上又は技術上の一切の秘密情報について、本契約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、またこれを秘密として保持し、第三者に漏洩・開示してはならない。

(第三者への業務委託)

第7条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本契約において定める義務の遂行に必要な範囲内で、本サービスの一部又は全部を第三者に委託できるものとする。この場合、乙は、本契約の定めにより乙が負う義務と同等の義務を、当該委託先に対して負わせるものとし、当該委託先の行為について責任を負う。

(反社会的勢力排除)

第8条 甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを相互に確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに甲乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項に定める解除は有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

5 本条第3項に基づき契約が解除された場合、契約を解除された当事者は、契約を解除した当事者に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求もすることができない。

(譲渡禁止)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき発生する権利、義務及び本契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供してはならない。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関して、やむを得ず訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、双方記名押印した本書又は記名及び押印に代わる電磁的処理を施した本書の電磁的記録を、甲乙各自で保管する

締結日 20 年 月 日

甲

印

乙

東京都新宿区西新宿 8-5-10 カメリアビル 2F
IT グループ株式会社
代表取締役 渡邊 聡史 印